

政策評価懇談会（第9回）議事録

1. 日 時

平成17年2月28日（月）15:00～17:00

2. 場 所

法務省第1会議室

3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

川端 和治	弁護士
(座長) 島野 穹子	つくば国際大学産業社会学部教授
立石 信雄	オムロン株式会社相談役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
前田 雅英	東京都立大学法学部長
山根 香織	主婦連合会常任委員
六車 明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
渡辺 雅昭	朝日新聞社所属

< 省内出席者 >

丸山 嘉代	大臣官房人事課付
小原 聡	大臣官房施設課補佐官
由良 卓郎	訟務部門訟務調整官
吉村 典晃	司法法制部参事官
江原 健志	民事局付
井上 宏	刑事局参事官
西田 博	矯正局国際企画官
佐久間佳枝	保護局付
釜井 景介	人権擁護局付
上原 卷善	入国管理局入国管理企画官
阪井 博	法務総合研究所総務企画部付
川上 露秋	公安調査庁企画調整官
高橋 裕紀	大臣官房秘書課広報室長
太田 正孝	大臣官房秘書課情報管理室長

< 事務局 >

野々上 尚	大臣官房秘書課長
大場亮太郎	大臣官房参事官（総合調整担当）
森本 宏	大臣官房付兼秘書課付
津本 充俊	大臣官房秘書課政策評価企画室長

4 . 議 題

- (1) 法務省事後評価の実施に関する計画 (平成 16 年度) について (報告)
- (2) 法務省政策評価に関する基本計画 (平成 17 年度 ~ 同 19 年度) について (報告)
- (3) 法務省が実施した政策評価についての審査結果について (報告)
- (4) 法務省事後評価の実施に関する計画 (平成 17 年度)(案) について

5 . 配付資料

- 資料 1 : 法務省政策評価に関する実施計画 (平成 16 年度)
- 資料 2 : 法務省政策評価に関する実施計画 (平成 16 年度) 新旧対照表
- 資料 3 : 法務省政策評価に関する基本計画 (平成 17 年度 ~ 同 19 年度)
- 資料 4 : 法務省政策評価に関する基本計画新旧対照表
- 資料 5 : 法務省が実施した政策評価についての審査結果
- 資料 6 : 法務省事後評価の実施に関する計画 (平成 17 年度)(案)
- 資料 7 : 法務省事後評価の実施に関する計画 (平成 17 年度)(案) 新旧対照表

6 . 議 事

島野座長：それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 9 回政策評価懇談会を開催いたします。議論に入る前に、当懇談会の事務局で担当者の交代があったということですので、自己紹介をお願いしたいと思います。

野々上秘書課長：秘書課長に本年 1 月 18 日付けをもって就任いたしました野々上でございます。よろしくお願いいたします。政策評価の関係では、平成 13 年当時、官房参事官として若干担当した経緯がございます。と申しましてもその後のことはわからないことが多いので、よろしくお願いいたします。

大場官房参事官：官房参事官の大場でございます。政策評価懇談会につきましては、1 月に官房参事官となる前に、司法法制部におりましたので、そのときにこの懇談会にも省内出席者として出席させていただき、外弁の問題、サービサーの問題で政策評価懇談会で発言させていただきました。政策評価について改めて勉強を始めているところでございます。よろしくお願いいたします。

野々上秘書課長：なお、秘書課付も人事異動により森本という者になりましたが、都合により、後ほど参りますことをご了承ください。

島野座長：ありがとうございました。本日は、主として議題 (4) の「法務省事後評価の実施に関する計画 (17 年度)(案) について」ご議論いただきますが、ここで、事務局から本日の審議事項の全体について、簡単にご説明をお願いいたします。

大場官房参事官：本日の審議事項について説明させていただきたいと思っております。まず、席上の配付資料をご確認ください。資料 1 は平成 16 年 12 月に改定いたしました平成 16 年度の実施計画、資料 2 は平成 16 年度の実施計画の新旧対象表、資料 3 は新たな基本計画、資料 4 は基本計画の新旧対照表、資料 5 は総務省による法務省の政策評価についての審査結果、資料 6 は平成 17 年度の実施計画の案、資料 7 は平成 16 年度の実施計画と平成 17 年度の実施計画の新旧対照表となっております。また、参考資料といたしまして、政策評価の法律・同施行令、基本方針、平成 15 年度の事後評価書を配付させていただきました。それでは、これらの配付資料に沿って、本日の議題に

ついて説明させていただきます。最初に全体の流れでございますが、議題（１）から（３）につきましては、資料１から５を基にいたしまして、事務局からの報告とさせていただきますと考えております。その後、議題（４）の平成１７年度の実施計画につきましては、資料６及び資料７を基に、事務局から説明させていただいた上で、委員の皆様のご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。まず、資料１の「法務省事後評価の実施に関する計画（平成１６年度）」と資料２の「法務省事後評価の実施に関する計画（平成１６年度）の新旧対照表」でございます。資料１につきましては、昨年１０月の前回の当懇談会においていただいた皆様からのご意見を十分参考にさせていただきまして、昨年１２月に改定したものでございます。本日は議題（１）といたしまして、資料２の新旧対照表を用いて、その改定点について報告させていただきます。次に、資料３の「法務省政策評価に関する基本計画」と資料４の「法務省政策評価に関する基本計画の新旧対照表」でございます。現行の「法務省の政策評価に関する基本計画」につきましては、計画期間の最終が本年度となっているため、新たに来年度以降の基本計画を策定する必要がありましたことから、前回の当懇談会におきまして、法務省が承知している問題点等について報告させていただきました。その後、政策評価企画室を中心に省内の検討を進めまして、本年１月に新たな基本計画を策定いたしました。内容につきましては、後ほど報告いたしますが、現在、総務省において、政策評価法に基づく政策評価制度の見直しが検討されておりまして、現時点ではその方向性が判明していないということですので、基本的に現行の基本計画を継承して評価方法等についての大きな変更は行わず、これまでの運用における問題点のみを改善するにとどめました。本日は、この新たな基本計画についてを議題（２）として、資料４の新旧対照表を用い、その変更点について報告させていただきます。続きまして、資料５の「法務省が実施した政策評価についての審査結果」についてです。お手元に参考資料として配付させていただきました「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及び「政策評価に関する基本方針」に基づきまして、総務省では、各省庁が行う政策評価の客観性を担保する活動、いわゆる客観性担保評価活動を実施しております。平成１６年度におきましても、法務省が実施した個々の評価について審査が行なわれ、昨年１１月５日に審査結果の通知があったところです。当省が実施した政策評価のうち、今回審査の対象となったものは、「平成１５年度法務省事後評価実施結果報告書」における政策評価のうち、実績評価方式を用いた２２件の評価及び「平成１６年度法務省事前評価実施結果報告書」における政策評価のうち、施設整備にかかる６件の評価についてです。本日は議題（３）といたしまして、この審査結果のうち、指摘があった実績評価方式に係る部分についてのみ報告させていただきます。最後に、資料６の「法務省事後評価の実施に関する計画」（平成１７年度）（案）についてでございます。これは、平成１７年度に実施する政策のうち、事後評価の対象とする政策を具体的に決定するとともに、予め基本目標、達成目標及び指標を計画として定めるものでございます。つまり、平成１７年度はこの計画に沿って政策を実施し、平成１８年度にその政策がどのような効果をもたらしたか等の評価をするということになります。なお、平成１６年度の実施計画との対照表を資料７としております。本日は、これを議題（４）として、この計画案について皆様からご意見をいただきたいと思っております。冒頭に申し上げましたとおり、今回は、議題（４）を中心

にして、委員の皆様のご意見を頂戴したいと考えておりますが、新たに政策評価の対象とすべき、政策、施策につきましても、それぞれ、専門的知見、あるいは、有識者としての国民の視点から、ご意見をいただければと考えております。本日はよろしくお願いたします。審議事項については以上でございます。

島野座長：ありがとうございました。それでは、ただ今説明のありました議題(1)「法務省事後評価の実施に関する計画」(平成16年度)について、事務局からお願いいたします。

津本室長：それでは、「法務省事後評価の実施に関する計画(平成16年度)」について、報告いたします。この平成16年度の事後評価の実施計画につきましては、先ほど官房参事官の説明にございましたが、昨年10月開催の前回懇談会におきまして、皆様からのご意見をいただきました。このご意見を参考に、省内検討を尽くした上で、昨年12月に改定したものです。資料2の新旧対照表を用いて、改定した点について説明させていただきます。資料2は、左の欄が改定後の計画、右の欄が改定前の計画となっており、左の欄の赤字部分が改定点でございます。まず、1ページ目の「登記事務のコンピュータ化」にかかる改定でございます。これは、前回の懇談会では改定案として提出しておりませんでした。今回、「登記情報システム業務・システム最適化計画」において、新たに目標値を設定したため、それに合わせて「評価総括年次」、「達成目標」及び「目標値等」を改定したものでございます。また、「指標」につきましては、目標に対する達成度合いをよりの確に測定するために、「移行完了筆個数」及び「移行完了会社・法人数」をそれぞれ「移行完了筆個数割合」及び「移行完了会社・法人数割合」に改定しております。続きまして、2ページ目の「外国法事務弁護士の在り方」等にかかる改定でありまして、「基準年次・評価総括年次」を「各年度ごと」としていたものを「平成16年度」に改定したものです。これは、後ほど報告させていただきます議題(3)の「法務省が実施した政策評価についての審査結果」を受けて改定したもので、「基準年次・評価総括年次」を「各年度ごと」としていた他の政策についても同様の改定を行っております。残りの改定点につきましては、前回の懇談会で改定案として提出させていただきましたが、簡単に報告させていただきます。まず、8ページの「捜査における通訳の適正の確保」をご覧ください。ここの、「達成目標」中の「公平・中立」という文言を「公正・中立」に変更しております。これは「公平」と「中立」が同じ意味合いであり、適切な文言にしたものです。次に、9ページの「民間との協働による犯罪者の更生」をご覧ください。これの「参考指標」の刑務所の民間委託率が「16年度0.65%」としておりましたのを「15年度0.65%」に訂正しております。次に、16ページの「行政手続のオンライン化の推進」をご覧ください。これの「基本目標」の手続数及び「目標値等」のオンライン化終了手続数を変更しております。これは、前年度の実績において、総手続数が増えたことに伴うものであります。次に、その下の「女性職員の採用・登用拡大の推進」をご覧ください。指標の2つ目の「各役職段階(各俸給表の1から3級を除く)における女性の割合」のうち、目標値等の【公安調査庁】における「行(一):各役職段階に占める女性の割合」としていたものを、「4から6級(係長級)」に改定しております。これは、「各役職段階」とは、すべての役職段階を指すものではなく、「4から6級(係長級)」のみを意味するためです。次に、18ページの「国際連合に協力して行う研修、研究及び

調査の推進」をご覧下さい。「達成目標 1」の実施回数を「8回」から「7回」に変更し、参加人員についても「126人」から「117人」に変更しておりますが、これは、平成16年度予算に従ったものでございます。次の19ページの「法制の維持及び整備に関する国際協力の推進」についても、達成目標1の実施回数を「10回」から「8回」に、参加人員を「103人」から「82人」に変更しておりますが、同じ理由でして、平成16年度予算に従ったものでございます。なお、6ページの「民事法律扶助事業の推進」につきましては、前回の懇談会のご意見等を踏まえ、検討した結果、平成16年度の実施計画に盛り込み、平成16年度の評価書において政策を総括評価することが適当ということになりましたので、平成16年度も引き続き評価の対象としております。法務省事後評価の実施に関する計画(平成16年度)については以上でございます。

島野座長：ありがとうございました。それでは、続きまして、議題(2)「法務省政策評価に関する基本計画(平成17年度から同19年度)について」事務局から説明をお願いいたします。

津本室長：それでは、「法務省政策評価に関する基本計画(平成17年度から同19年度)」につきまして、資料4の新旧対照表を用い、その変更点について報告させていただきます。先ほど官房参事官から説明がありましたとおり、現在、総務省において、政策評価法に基づく政策評価制度の見直しが検討されており、その方向性が判明していないことから、平成17年度からの新たな基本計画については、現行の基本計画を継承し、評価方法等についての大きな変更は行わず、これまでの運用における問題点のみを改定するにとどめましたことをご承知おきください。それでは説明させていただきます。まず、1ページの「1計画期間」についてでございます。これは、これまでの政策評価の実施状況や、改定のタイミングを考慮すると、3年間というサイクルが適切であるという結論から、現行と同じく3年間とし、平成17年度から19年度までにしました。次に、「4政策効果の把握に関する事項」(2)の1行目、「法務省の政策の企画立案をつかさどる各部門」とありましたものを、その定義が不明確であったことから、「法務省の各部門」に文言を改めております。次に、「5事前評価の実施に関する事項」についてでございます。この(4)「イ法務に関する研究」を削除して、新規に「(6)研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法、基本方針及び本基本計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月28日内閣総理大臣決定)を踏まえて行うものとする。」との項目を立てております。これは、「法務に関する研究」として評価を義務づけていたものを見直し、「政策評価に関する基本方針」に沿った形に整理したものです。次に、2ページの「6計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項」についてでございます。この(1)ウに新規に「(ウ)裁判員制度に関する広報・啓発の推進」と「(エ)上記のほか、政策の特性等から、総合評価方式により評価をすることが適当と認められるもの(政策所管部局が対象とすべき具体的な政策を決定するときは、政策評価企画室の意見を聴くものとする。)」を新設しております。(ウ)については、前回懇談会における皆様のご意見を踏まえ、「裁判員制度に関する広報・啓発の推進」が「裁判員制度」を開始するに当たり非常に重要であり、多角的な視点から総合的に評価する必要があると考えたことから、今回新たに対象としまし

た。(エ)についてですが、当省の任務に関するものについては、基本的に行政活動の幅広い分野を対象としている実績評価を採用しております。実績評価方式は、目標の数値化やアウトカムの指標を立てることを基本とする評価方式でございますので、実績評価方式を採用する以上、できる限り、国民において望ましい状態、つまり、アウトカムを意識しつつ数値目標を指標にする努力が必要だと考えて評価を行ってまいりました。しかし、ご承知のとおり、法務省の任務は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持などであり、社会生活の基盤をなす長期的視野に立つ政策が多いことから、国民への変化の状態を短期間で測定・分析することが難しいものや、受身的な政策が少なくありません。したがって、無理やり数値目標を設定してしまうと、目標が数値に絞り込まれることにより、その数値目標だけをクリアすれば、基本目標に達するのかなといった問題が生じる政策もございます。数値化できる指標のみで政策を評価するのではなく、政策の中身を多角的に捉えて評価した方がより適当な政策もあり得るということで、総合評価方式を検討する余地も残し、個々の政策の特性によって、弾力的に評価方式を選択できるように改定したものでございます。次に、「8政策評価の結果の政策への反映に関する事項」についてでございます。具体的な変更点は、新旧対照表にあるとおりですが、この(1)及び(2)の変更は、現行の運用に合わせて文言を整理したものでございます。次に、3ページの「10政策評価の実施体制に関する事項」について、具体的な変更の文言は、新旧対照表にあるとおりですが、この(3)の変更は、「実施庁の実績評価」の事務について規程を定めることにしたものでございます。最後に、「11その他政策評価の実施に関し必要な事項」についてですが、この変更は、新基本計画が定められたことに伴い、旧基本計画に関して調整したものでございます。法務省政策評価に関する基本計画についての報告は以上です。

島野座長：ありがとうございました。それでは、続きまして、議題(3)「法務省が実施した政策評価についての審査結果について」事務局からお願いいたします。

津本室長：それでは、法務省が実施した政策評価についての審査結果の内容につきまして、簡単に説明いたします。まず、「審査の対象」についてですが、資料5の1ページをご覧ください。総務省は、「政策評価に関する基本方針」に基づき、「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」に取り組んでおります。当省については、「平成15年度法務省事後評価実施結果報告書」における実績評価方式を用いた22件及び「平成16年度法務省事前評価実施結果報告書」における施設整備に係る6件が対象として審査され、昨年11月に通知がありました。審査結果の中身の報告に移りますが、具体的に指摘された実績評価を中心に説明させていただきます。最初に、総務省の「審査の考え方と点検項目」でございますが、実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であることから、「目標の設定状況」を点検項目とし、「目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているか」という点と、「目標の達成度合いを検証する際の基準とする基準年次と目標を達成しようとする達成年次が設定されているか」という2点についての点検が行われました。これが一つ目の点検項目です。もう一つの点検項目として、実績評価方式において、数値で表すことが困難である場合は、目標の達成度合いをどのように判定しているかについ

て説明を要することから、「目標の達成度合いの判定方法」を点検項目とし、「目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているか」又は「数値等で表されていないものについて、達成度合いについての判定の結果を「目標が達成できた」、「目標達成にもう一步であった」などパターン化した表現等により分かりやすく整理しているか」という2点についての点検が行われました。当省が実施した個々の評価に対する審査結果については、3ページをご覧ください。「」や「-」で審査結果を表で整理されております。まず、「目標の設定状況」における「目標値等の設定の有無」についてですが、ただいま説明いたしました要件を満たす政策については「」、満たさない政策については「-」となっております。「」については、達成すべき水準は数値化されていないものの、前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されている場合、すなわち「目標値等」を「対前年度増」等としているものを表しております。当省が実施した評価のうち、「」の政策は、「登記事務のコンピュータ化」の他、計14政策でした。昨年度の審査結果と比較しますと、19政策中5政策であった「」が22政策中14政策に伸びておりまして、総括記述においては、「目標に関し達成すべき水準については、前回の評価に比べその明確化が大幅に改善されている」との審査結果となっております。次に、「目標の設定状況」における「目標期間の設定の有無」欄ですが、当省の実績評価報告書のフォーマットにおいて、「基準年次」及び「評価総括年次」を設けておりますので、全ての政策が要件を満たしていると承知しております。最後に、一番右の欄の「目標の達成度合いの判定方法」ですが、判定基準が定量化されている、又は、パターン化するなど具体的で明確なものとして示されている場合は「」となっております。「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」の他、計12政策が「」となっております。「債権管理回収業の監督」のほか計4政策は、「」ではなく（注4）とありますが、「前年度よりも数値を向上させる等の達成すべき目標の方向が示されていることから、目標を達成したかどうかの判定はできる」と整理されています。以上が、3ページの表についての説明です。次に4ページをご覧ください。審査の総括記述となっております。その4段落目をご覧ください。「実績評価方式は、・・・」で始まる段落です。その段落の3行目「しかし、・・・」以降をご覧ください。「評価総括年次が到来したものの中に、達成目標を測定するための指標についての測定結果と分析結果の記述があるだけで、基本目標が達成されたかどうかわからないものや、指標の測定結果等が評価書に記述されていないものもあることから、今後、これらについて適切な評価の実施が望まれる。」旨の記載となっております。この課題につきましては、審査結果を受け、報告書様式の記載要領を、指標の測定結果等の記載が報告書に確実になされるように改定いたしました。続きまして、5段落目では、「政策評価は、政策効果の把握を基礎として行うものであるが、行政活動に着目した目標が少なくないほか、約9割はアウトプット指標となっており、昨年度とほぼ同じ状況である。達成すべき目標に対する実績を測定し、政策効果の発現状況を把握するためには、できる限りアウトカムに着目した指標を設定していくことが望まれる」旨の審査結果となっております。アウトプットとアウトカムについては、5ページをご覧ください。アウトカムは、「行政活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響」つまり、「国民が になる」というイメージのものであり、アウトプットは、行政活動そのもの、「行政の側が」を実施

する」というイメージのものであります。当省の政策評価においてアウトプット指標が多い要因には、再三の説明になりますが、法務省の任務は長期的な政策が多く、国民の変化を短期間で測定・分析することが難しいことから、まずは行政側の目標を掲げているということにあります。しかし、実績評価方式を採用する以上、できる限りアウトカムに着目した目標、指標を立てていくことが、政策評価の趣旨に沿い、国民の期待にも応えることができるものと承知しておりますので、今後も政策の特性を勘案しつつ対応していきたいと考えております。また、審査結果の表において「-」と判定された政策についても、可能な限り改善策を講じていければと考えておりますが、判定基準をパターン化することについては、それぞれの政策に特性を有する中での判定基準の統一化は困難でありますので、今後も慎重に検討すべきと承知しております。以上、簡単ですが、「法務省が実施した政策評価についての審査結果」についての説明を終わります。

島野座長：ありがとうございました。ただいまの事務局からの3件の報告に関するご質問・ご意見等につきましては、議事の進行上、議題（4）が終わった後にお問い合わせいたします。それでは、議題（4）「法務省事後評価の実施に関する計画（平成17年度）（案）」について、ご意見を伺ってまいりたいと思います。まず、資料7の1ページ「1事業評価方式を使用する政策」から「2実績評価方式を使用する政策」の「(1)国民の権利の保全に関する法制度の維持・運営及び国民の基本的人権の擁護」までについて事務局から説明をお願いいたします。

津本室長：資料6にあります平成17年度の実施計画（案）は、新たな基本計画に基づいて計画いたしました。しかし、新たな基本計画については、議題（2）で説明いたしましたとおり、現行の基本計画を継承しております。したがって、平成17年度の実施計画（案）については、基本的に、平成16年度の実施計画に変更を加える形で作成しておりますので資料7の新旧対照表を用いて、具体的に説明いたします。1ページの「1事業評価方式を使用する政策」をご覧ください。事業評価方式を用いて事後評価を実施する場合には、事業等の終了時に、事前評価で評価した内容等を検証するものとするとしております。平成17年度に事業が終了し、平成18年度に事後評価を行う予定の政策は、「行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究」が該当します。これについては、事前評価で評価した内容等を検証していくこととなります。なお、平成16年度までは現行の基本計画に基づき、「法務に関する研究」として評価しておりましたが、平成17年度からは新たな基本計画に基づき、個々の研究課題ごとに評価をすることにしております。次に、「2実績評価方式を使用する政策」について説明いたします。まず、「国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護」の分野の計画について説明いたします。「登記事務のコンピュータ化」については、評価総括年次を平成19年度としており、平成16年度の計画と変更点はなく、引き続き評価の対象としております。次の2ページの「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」については、平成16年度に政策が終了し、総括的に評価する予定であることから、平成17年度の計画からは削除しております。その下の「外国法事務弁護士の在り方」については、「基準年次・評価総括年次」のみを変更し、引き続き評価の対象としております。次の3ページの「債権管理回収業の監督」についても、「基準年次・評価総括年次」のみを変更し、引き続き評価の対象とし

ております。次に4ページの「人権侵犯事件の適正な調査・処理」をご覧ください。この政策については、「基準年次・評価総括年次」を変更するとともに、新たに達成目標3「インターネット上における人権侵犯事件への取組(調査・処理)強化」を加え、その指標を「人権侵犯事件の取扱件数」、目標値等を「対前年度増」としてしております。次の5ページの「人権相談の充実」については、「基準年次・評価総括年次」のみを変更し、引き続き評価の対象としております。次に6ページの「人権啓発活動の推進」をご覧ください。この政策については、「基準年次・評価総括年次」を変更するとともに、達成目標1の指標1を「全市町村数に対するネットワーク参加市町村数の割合」に、達成目標2の指標1及び指標2をそれぞれ、「全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合」、「全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合」に変更して、目標に対する達成度合いをよりの確に測定できるようにしております。最後に、7ページの「民事法律扶助事業の推進」については、先ほど、議題(1)で説明したとおり、評価総括年次の平成16年度が終了した後に、基本目標を総括的に評価して終了としますので、平成17年度の計画からは削除しております。この分野については以上でございます。

島野座長：それでは、この部分について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

川端委員：前にも申し上げましたけれども、外国法事務弁護士の在り方についての指標の取り方ですが、前からこの指標ですから変えないのがむしろ当然なのかもしれませんが、指標2の方が承認取り消し者の数で、ゼロの維持となっております。しかし、承認取り消し者になる人というのは、退会命令と除名を受けた人ということになるわけで、業務停止あるいは戒告という数が、私の承知している限りは、それも両方ともゼロだと思っておりますけれども、落ちてはいるわけですね。仮に、これから外国法事務弁護士が増えていくことにより、今までよりも質が落ちたということにすると、まず、そちらの方に、つまり、戒告や業務停止の処分を受ける外国法事務弁護士の数として表れるのではないかなと思えるのです。そこで、この指標を変えないということは適切なかどうかという点をお伺いしたいのですけれども。

島野座長：司法法制部お願いいたします。

司法法制部：ご指摘のとおり、外国法事務弁護士の評価の在り方といたしまして承認取り消し者数というのを指標として従前から用いております。その趣旨といたしましては、最低限の質を確保するという観点から、外弁法に定めている承認審査の基準を満たしているかどうか、こういう観点で指標を用いている次第でございます。法務省といたしましても、承認審査の基準というのは、承認の要件、これを満たされているかどうかという審査でございます、それ以外の人格的な評価というわけにはまいらないというのはご承知のとおりかと思えます。もう一点ご指摘がございましたことは確かにおっしゃるとおりで、他の観点から懲戒処分等というのが日弁連等により行われるわけでございますが、日弁連におかれまして懲戒を行いますのは、法務省として設定している最低限の基準ということ以外に、例えば弁護士倫理等に違反するという観点から、別の視点からの懲戒処分ということもあるわけでございますし、また、懲戒処分権限そのものが日弁連にあり、法務省としては適宜意見を述べる機会があるということに過ぎないことから現在、法務省の指標としては取り入れていないということでございます。

島野座長：他にございますか。立石委員どうぞ。

立石委員：資料7の1の行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究というテーマが挙がっているのですが、何か具体的にお考えがあるのであれば、どのようなテーマでというのを教えていただきたいなと思います。最近仮出所あるいは仮出獄後の、比較的短期の間にいろいろ事件を起こしている、大変痛ましい事件もあるわけですが、行刑の施設内での教育とかそういうものはどうなっているんだろう、国民の不安が大変大きい。しかも、過剰収容の問題、少年刑務所での矯正の問題と、大変問題が大きいと思いますが、ぜひ、研究なりをそれ自身で国民に不安を与えない、あるいは不安を解消するような、アウトプットというか、研究のテーマというのをやっていただきたいということと、過去にいろいろ行刑施設内での人権の問題がございました。そういう問題は逆に言ったら、悪いところを隠さずに、ありのままの姿でやる、透明性、説明責任、情報開示ということが必要だと思います。そういうことにつながるような研究にしていきたいと私はお願いをしておきたいと思います。それから、商業登記に基礎を置く電子認証制度、これは、たぶんほぼ16年度で100%という成果が出るということで、量的による評価に関しては終わっているのではないかと考えているのですが、私が以前も言ったように、量的ではなくて質的な面での目標というものの評価項目というものを作ってもう少し見ていく必要があるのではないかと。例えば、煩雑さがなくなったとか、時間的に速くなったとか、手続き上の改善努力の何か評価項目として17年度も含めて、私はやるべきではないかと思っています。それからもう一つ、目標を16年度からいきなり19年度に延ばしているときに、16年度のいわゆる総括を終わらずに、シームレスにやっていきたいということで、19年度まで延ばしていると思いますが、やはり政策評価というのはいったん総括をして、それからその後を作るというそういうステップが必要なのではないかと、それが合理的なやり方ではないかと思っています。

島野座長：ただいまの立石委員のご意見に何かございますか。まず、法総研お願いいたします。

法務総合研究所：法総研から先ほどのご質問についてお答えいたします。ご指摘のありました行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究でございますが、これは平成16年度から開始した研究でございます。16年度、17年度の2か年で実施することを予定している研究でございます。研究の目的につきましては、今、委員からご指摘のありましたように過剰収容が問題になっており、今後、適切な収容能力の確保と過剰収容の緩和対策を講ずることが不可欠であることから、矯正局等に基礎的な資料を提供することを目的としております。具体的にどういう研究を行っているかということでございますが、大きく分けて2つございまして、1つは今後の行刑施設の新設、既存の施設の増強等の収容能力増強対策立案のための、収容動向に関する資料の提供でございます。具体的にいいますと、収容動向に関しましては、公判請求の人員、実刑率、仮釈放率、刑の執行率など収容動向に影響を与えられ得る要因のうち、比較的明確なものを選定いたしまして、それぞれの要因に変動がない場合、または変動があった場合の収容人員の試算を行ったというのが、平成16年度までの研究でございます。もう少し具体的にいいますと、新受刑者数が平成15年と同じ水準のまま維持された場合、新受刑者数が年間1千人ずつ増加した場合、新受刑者数が年間2千

人ずつ増加した場合の3つのパターンにそれぞれ分けまして、シミュレーションをしております。この試算の結果につきましては、昨年の年末に発行いたしました平成16年版の犯罪白書の特集部分にこのシミュレーションの結果を記載しております。その収容動向の研究につきましては17年度も引き続き行う予定でございますが、こちらの方は、罪種と類型を絞りまして、罪種につきましては強盗事犯、これは全受刑者の約10%を占めておりますが、さらに覚せい剤受刑者数も相当おりますので、強盗、覚せい剤取締法違反等に絞りまして特定の罪種、それから女子の受刑者も一貫して増加しておりますので女子の受刑者等の類型に分けまして、その収容動向のシミュレーションを行う予定で、また、その結果につきましては、基礎資料を関係部局に提供する予定でございます。それから第2の過剰収容の緩和対策の方でございますが、一般には緩和対策というのは、行刑施設への入り口の対策、それから出口における対策、入り口における対策というのは、罰金、プロベーション、社会奉仕命令等々が考えられ、一方、出口の対策としては仮出獄、刑期短縮等の早期釈放手段の促進等があげられると思いますが、これらにつきましては、アメリカ、カナダ等海外に出張いたしまして、その実情等について調査を実施する方向でございます。以上です。

野々上秘書課長：立石委員のご指摘は、過剰収容といういわば量的な問題から、質的な問題にも目を向けなければならないのではないかとご指摘ではないかと思っております。その点につきましては、政策評価のレベルでの位置付けについてはともかく、当省の施策としては、早急にやらなければならないと考えている点でございます。先般、法務大臣から再犯防止のための緊急的対策という提言をさせていただきました。その中の柱の一つに法務総合研究所において性犯罪に関する基礎的な研究を行うということが入っておりまして、これは、資料の中に入っているのとは別枠の考え方で、早急に1年くらいかけてやることにしておりまして、現に受刑している性犯罪受刑者についてその属性に関する調査を行うということのほか、5年くらい前に刑務所を出た人、あるいは裁判で執行猶予がついた人が5年間、再犯に至っているかどうか、至っているとしたらどういう事件を起こしているのか、その両面の角度から、まず性犯罪について、総合的研究を行うとしております。これは、性犯罪という言葉が、定義付けがあいまいなこともあって、既存の資料ではなかなか数字を拾えないというもどかしさもございますが、その点も念頭においてまず性犯罪を行うということにしております。それから、いわばここ数年間起こったマイナスの点である人権の侵害的なものについてどうか、というお尋ねでございますが、これも政策評価とやや角度は違うかもしれませんが、現在提出を検討している法案におきまして、各刑務所ごとに視察委員会というのを作りまして、民間の方に参加していただいて、直接そういう問題が起きればヒアリングしていただいて、施設に対し何らかの意見を言っていただくという、そういうシステムで、いわば透明性を高めるという工夫は考えているところでございます。その方向で検討を進めております。それを今後、政策評価のようなものにどう取り入れていくかということも、引き続き、この場でご議論いただくことかと思われました。ということで、問題点の質的に高めなければいけないというご指摘はそのとおりかと思っております。その点をご議論いただければと思います。

島野座長：民事局どうぞ。

民事局：民事局でございます。先ほど立石委員からいくつかご指摘いただいたところで

ございますが、まず一つ目の商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入が削除されているのはご指摘のとおり、本年度中に100%達成されたということでございます。一つ戻りまして登記事務のコンピュータ化の関係で、2つほどご指摘をいただいたと思いますけれども、一つが量より質という点でございまして、この点については、昨年度の当懇談会におきまして、立石委員からご指摘をいただいている点でございます。この基本目標のところいくつか掲げられているところでございますけれども、この登記情報の適正な管理が可能になると、これは、現在紙の登記簿を閲覧という形になっていますので、その閲覧の際に、抜き取りであるとか改ざんが行われると、これはコンピュータ化すれば当然なくなるという形になるのかと思います。それから、それ以外に、利用者が登記所に出向くことなく、登記情報にアクセスすることができ、また、自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになる、これも、コンピュータ化することによって自動的に可能になりますので、100%であれば100%ということになります。問題は、従前から委員の方からご指摘いただいております待ち時間の短縮化ということだと思えます。これにつきましては、委員ご指摘のとおり、この短縮時間をお示しして、更に一定の数値を目標とすることができれば非常に分かりやすいことですし、コンピュータ化によって利用者が受けるメリットというのが、明確になるものと思われまます。このような観点から、我々の方でも、検討させていただいたところでございますけれども、実は数値化を考えるに当たりましては、前提となる要素に非常に不確定なものが多すぎるというのが現状での検討結果でございます。と申しますのは、そのコンピュータ化された場合には、登記事項証明書、されていない場合には登記簿謄本ということになりますけれども、その交付の申請があったときから、実際の交付がされるまでの過程というものを考えますと、その時間につきましては、たとえば当日の窓口の繁忙の状況ですとか、庁舎のレイアウトの状況ですとか、あるいは職員の習熟度、さらに対象となる登記簿の内容といったことから、更に細かいことを申し上げますと申請書の記載の不備の内容、これは具体的に申し上げますと、不動産の登記簿などのような場合には不動産の所在によりまして当該不動産を特定してもらうこととなりますけれども、それがいわゆる住居表示と相違しているということから補正していただくというケースも相当程度あると、そういった不備の補正等にかかる時間もかかると、こういった個々の事情によってまちまちにならざるを得ませんでございまして、したがって、そのコンピュータ化そのものによる短縮時間を設定することは非常に難しいということでございまして、その平均値や目標値を定めることはなかなか難しいところであると。したがって委員のご指摘は非常にごもっともでございますけれども、その登記事項証明書あるいは登記簿謄本の申請の実際の場面を想定して、これに当てはめて考えてみますと、ここで目標として掲げることはなかなか難しいのではないかと考えているところでございます。それから、最後に19年度に延ばしたことにつきまして、その前で一定の評価をすべきではないかということでございます。この点につきましては従前は、16年度末までに需要の多い都市部を中心として全国の主要な登記所の登記情報の電子化を完了するというので、不動産と法人登記をそれぞれ分けて、不動産については16年度の末までに、法人については15年度の末までに掲げていたものを今回、双方に共通するものとして、19年度という期間を設定してそれまでにおおむね完了

するとさせていただいたところでございます。これは、いずれも目標とするところはパーセンテージでございまして、従前は、需要の多い都市部を中心として全国の主要な登記所という、私が言うのも恐縮でございますけれども、目標値として非常にあいまいになっていたもので、今回19年度までにはおおむね完了するということが明らかにすることができるようになりましたので、この機会に変えさせていただきたいということでございます。以上でございます。

島野座長：立石委員、よろしいでしょうか。

立石委員：需要の多い都市部を云々というのを、全国に変更したということで、なぜそういうふうに変えたかということは、今おっしゃた説明で、一応理解はしました。

島野座長：それでは他に、前田委員どうぞ。

前田委員：法総研のことですが、先ほど秘書課長からのご説明がありましてよく分かったのですが、やはり性犯罪の問題について法総研に取り組んでいただくと、私のほうから見てると、非常に酷だなという気がするのですね。従来の刑務所の課題、行刑の方もめいっばい計画してやっていて、緊急対策としてこれも1年分の仕事がぼんと入ってくるわけですね。で、増員はないわけですね。これはどう説明がつけられるのかというか、法務省にいる以上これくらいがんばれということですか、逆に評価するときの基準がちょっと変わってくるのか、まさに、去年の年末ころから明らかになった事件が一つの引き金になって、天から降ってきたみたいな所はあるわけですね。ですから、政策評価の難しいところだと思うのですが、ご質問というほどのことではないのですが、非常にはたから見ると、2年分の仕事とは言わないまでも、相当な過剰なオーバーワークになるのではないかと、という不安があるのですね。その点について、少しご説明いただいてもよろしいでしょうか。

島野座長：秘書課長どうぞ。

野々上秘書課長：ご指摘のとおりかと思えます。ただ、実際の扱いとしては、全省的に取り組むということが一つでございまして、法務総合研究所で行うといっても、実際の基礎的データを集約するにあたっては、関係部局、例えば刑事事件の資料の分は刑事局に、矯正の分は矯正にという割り振りをすることによって、法務総合研究所自体の負担は、できるだけ軽くしていきたいというのが1点でございます。それから、確かに降ってわいた話ではあるのですが、実は根のある話でもございまして、先ほどご説明した法案の重要な中身として、受刑者それぞれにふさわしい教育的処遇を受けることを義務付けるという内容を盛り込みたいと思っておりますが、そのためには、それぞれにふさわしい教育的処遇について、きっちりプログラムを策定するという行政の責務が生じるわけでございまして、その法案の施行を念頭に置くと、当然準備しなければいけないこともあったということでございます。ですから事件としては降ってわいたのですけれども、根としてはもともとあったということで、やむを得ない。しかし、その負担をできるだけ全省で平等に負担しようと、こういう考えでございます。

島野座長：他にどうぞ。山根委員どうぞ。

山根委員：4ページですけれども、インターネット上における人権侵犯事件への取組・強化ということが新しく目標になったということで、すばらしいことだと思います。指標と目標というのが、前年度より取扱件数が多くということのようですけれども、

例えば、若い人が自由に書き込みをするようなチャンネルなどの実態を把握して、事件とまではならなくても、悪質なものが多いと聞いておりますので、そういうものの調査をして何か社会に対して警鐘を鳴らすとか問題提起をするとかそういったものは考えられるのでしょうか。教えていただければと思います。

島野座長：人権擁護局どうぞ。

人権擁護局：インターネット上の人権侵犯事件に対する法務省側としての対応は難しいところがございます。今、おっしゃられたように、道徳的にというのですか、一般的によくはないようなものに対して、何らかのことができるかという点で難しいです。現在の法務省の人権擁護機関でできるのは、違法性が明確なものについて、例えば掲示板に削除依頼というものがたいがい設けられていますが、そこに削除依頼を普通のホームページ上の手順を使ってやるというのが通常のケースでございます。このあたりは表現の自由との絡みもございますので、慎重に取り扱う必要があると考えております。

立石委員：今の問題との絡みなんですけれども、法務省で、今インターネットによる人権侵害の現状というのは、取扱件数を増やすとか指標を作っていますが、その現状をどのように認識なさっているのでしょうか。現在の状況、数とか。それから、インターネットによる人権侵害で難しいのは、情報がデジタルにできるということで、それこそ隠滅も比較的速くできますし、そういうものを追いかけるのは大変だと思うんですね。それからもう一つ、日本から流れていった情報それ自身が、海外でいろいろ被害を被る人が多くなっている。国内では違法性がそれほどなくても、海外では違法である。しかも内容が道徳性に欠けるようなものがどんどん出ていって、外国で被害が大変増えていくんじゃないかと心配しているのですが。その外国への波及という、そのあたりまで何か取り締まられているのですかね。対象にして考えておられているかどうか、そのあたりをお願いいたします。

人権擁護局：まず後者の海外の問題につきましては、我々は日本の行政機関でございますので、それについてまでも言う立場にないということで、そこまでは受け付けて無いといえますか、実際そういった事件まで、我々のところに相談にきていない状態であります。前者の方の現況なのですが、インターネット上の人権侵犯事件と思われる件数というのは、インターネットのホームページを調べていけば、数限りなくあるというのが現状でして、これを職員がみんなでチェックして、やりだしたらきりがありませんし、およそ不可能です。また、総務省の方で通信関係の行政も扱っておりますので、そちらのほうでも一定の規制的なものもございます。私どもの方で使っておりますのは、主としては相談などを通じてこんなひどい書き込みがあるとかそういったものを端緒にするのが多いケースでございます。インターネットのホームページ上の掲示板の削除依頼をしているのは、刑事事件に関連して、実名で出たり、写真が出たりといった人権侵害が顕著な例でございます。参考までに平成15年で、インターネットによる人権侵犯事件として受理した件数といたしましては、約90件程度、そのうち、一定の削除等の要請をしたのは3割程度という状況でございます。平成16年になってからは、人権侵犯事件として受理した件数もかなり増えております。これは、最近、新聞等でも法務省の人権擁護機関の方でこういった悪質な落書きに対して、削除要請したというのが取り上げられたりした、そういったことも影響しているのか

と思います。

島野座長：ありがとうございました。まだ、ご意見等があたりかと思いますが、議事進行の都合上、次に移らせていただきます。最後にまとめて議論をするときに、おっしゃっていただきたいと思います。次に、8ページの「(2)法秩序の維持(刑事・治安の面から)」について事務局から説明をお願いいたします。

津本室長：それでは、「(2)法秩序の維持(刑事・治安の面から)」の分野の計画について、説明いたします。先ほどの資料7の8ページの「被害者等通知制度の適切な運用」をご覧ください。この政策については、「基準年次・評価総括年次」を変更するとともに、以前の懇談会でご指摘のあった「通知しなかった件数」を参考指標として新たに加えております。その下の「検察広報の積極的推進」については「基準年次・評価総括年次」のみを変更し、引き続き評価の対象としております。次の9ページ「捜査における通訳の適正の確保」についても「基準年次・評価総括年次」のみを変更し、引き続き評価の対象としております。その下の「矯正職員に対する研修の充実強化」をご覧ください。この政策については、「基準年次・評価総括年次」を変更するとともに、指標1及び指標2を「民間プログラムによる研修(非暴力的危機介入法)実施のためのインストラクター育成の拡充及び行刑施設における受講者数の拡大」、「自庁研修用権研修教材を活用した事例研究・ロールプレイング研修の実施」とし、その目標値等をそれぞれ「対前年度増」、「すべての行刑施設、少年院及び少年鑑別所で実施」としてしております。次に10ページの「矯正施設における職業教育の充実強化」をご覧ください。この政策については、「基準年次・評価総括年次」を変更するとともに、達成目標2を「受刑者に対し、職業に必要な知識・技能及び資格・免許を取得させる」に文言を変更しております。その下の「矯正施設における教育活動の推進」をご覧ください。この政策については、評価総括年次が平成16年度であったことから、新たに「矯正施設に収容されている性犯罪者が、自らの過ちに気付き、自己の責任を自覚できるようになる」を基本目標として、その評価総括年次を平成19年度に設定しております。また、達成目標を「矯正施設に収容されている性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムを実施する」としてあり、指標を「性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムの実施」、目標値等を「平成17年度：教育プログラムの作成、プログラム作成後：対象者受講率100%」としております。次に11ページの「民間との協働による犯罪者の更生」をご覧ください。この政策については、「基準年次・評価総括年次」を変更するとともに、指標を「民間委託ポスト数/職員数」として、より適切な文言に変更し、その目標値等を新たに「3.50%(17年度予算案)」と設定し、「参考指標」を平成16年度の民間委託率に変更しております。その下の「行刑施設における過剰収容の緩和」をご覧ください。この政策については、「基準年次・評価総括年次」を変更するとともに、「参考指標」を平成16年12月31日現在の行刑施設の収容率に変更しております。次の12ページの下「行刑行政の透明性の確保」については「基準年次・評価総括年次」のみを変更し、引き続き評価の対象としております。次に13ページの「更生保護活動の推進」をご覧ください。この政策については、基本目標を4つ設定しておりますので、一つずつ説明いたします。まず、基本目標1の「保護観察対象者が改善更生する」については、3つの達成目標を設定し、達成目標1「保護観察処遇の充実強化を図る」に指標4「覚せい

刑罰執行者の保護観察終了事由のうち、仮出獄取消が占める割合」を新たに加え、目標値等を「基準年次に比して10%減」としております。また、達成目標3「長期刑仮出獄者の社会復帰を促進する」を新たに加え、指標を「中間処遇実施予定者の選定率」、目標値等を「対基準年次増」としてしております。次の14ページの基本目標2の「保護司制度がより活性化される」については、「基準年次・評価総括年次」のみを変更し、引き続き評価の対象としております。その下の基本目標3の「犯罪予防活動を助長する」については、「基準年次・評価総括年次」のみを変更し、引き続き評価の対象としております。次の15ページの基本目標4については、「基準年次・評価総括年次」を変更するとともに、基本目標を「更生保護施設の積極的な活用を通じ、犯罪前歴者等の社会復帰を促進する」に、達成目標を「更生保護施設の保護率の増加を図る」に変更し、それに伴い指標を「全更生保護施設の収容保護率」とした上で、目標値等を「対前年度増」としてしております。その下の については、政策名を「公共の安全の確保に寄与するための業務の実施」と簡明にし、基本目標1及び16ページの基本目標2の「基準年次・評価総括年次」をそれぞれ変更し、引き続き評価の対象としております。以上です。

島野座長：それでは、この部分について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

川端委員：質問ですけれども、9ページの 、この指標が前年度と変わっていて、指標3を1つ落とした形になっていますが、落とした理由を教えてくださいと思うのですが。

島野座長：矯正局どうぞ。

矯正局：3の医療の関係でございますけれども、これまで指標としてきた理由は、一時期肝炎ですとか、あるいは、いろいろな感染症に対する誤解がございまして、それについて実際に現場の一线の職員にそういった知識がないのではないかと、あるいはもう少し医学的な知識を深めたほうがいいのではないかとという反省がございまして指標としておりました。現在でも、実際には研修として行ってないわけではございませんで、ずっと行っておりますけれども、政策評価のテーマとして取り上げるのを今回控えさせていただいたということでございます。

島野座長：他にご意見ございませんか。渡辺委員どうぞ。

渡辺委員：やはり矯正がらみでお尋ねします。6番、教育活動の推進の項目なんですが、今回新たな目標として「性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムの実施」が盛り込まれています。性犯罪者対策を非常に重視されているというのは先ほどまでのお話で良くわかるのですが、これまで掲げられていた「被害者の視点を取り入れた教育プログラムの実施」、つまり被害者の立場や境遇、思いといったものを理解させるための教育という目標をあえて落とされているのはなぜなのでしょう。

矯正局：お答えいたします。まず、今までの被害者の視点を取り入れた教育プログラムというのは、非常に広くございまして、例えば、具体的にいいますと性犯罪者がそうでございますし、生命身体に重大な被害を与えた犯罪に対する処遇も実は被害者の視点を取り入れた教育でございます。そういった意味で本年度におきましては、民間有識者の意見を聞く、「被害者の視点を取り入れた教育」研究会というものを開催しまして、一応現場施設で試行したり、それを取り上げて総括したりということをやったのですけれども、そういった中でいったんここで、各刑務所、少年院の教育プログラム

の見直しを行い、その上でまた次のステップが必要であればやりたいと考えたところ
でございます。その中で、特に被害者の視点を取り入れた性犯罪再犯防止教育につ
いては、委員からご指摘がございましたとおり今重要な問題でございますので、これ
については改めて、特化したと申しますか、特に性犯罪者について、注目して政策評価
として取り上げさせていただいたということでございます。

川端委員：今の点に関係するのですけれども、性犯罪者の問題性を改善するための教育
プログラムの対象は性犯罪者ということになっているんだと思いますけれども、性犯
罪に関連する少年非行というのはどう扱われるのかということと、その関係で対象受
講者には少年院は入らないということになるのかということをお聞きしたいと思いま
す。

矯正局：結論から申しますと、少年院も対象となります。今回やろうとしているのは、
矯正施設に収容されている性犯罪者に対する教育についてでございますので、基本的
には刑務所と少年院が対象でございます。ただいろいろと今マスコミ等で議論されて
おりますのが、どうしても刑務所のことばかりになりますので、そういったところ
が中心になるかと思えますけれども、当然対象といたしましては少年も含まれます。

野々上秘書課長：若干補足しますが、確かに被害者という言葉が抜けて性犯罪という言
葉に入れ替わっているような印象があります。ただ、この中身について申し上げます
と、矯正におけるプログラムというのは、ようやく具体的に固まりつつあるという段
階でございます。被害者に対するプログラムということで、対外的に説明してきた部
分を、率直に言いますと実は性犯罪であったり、その他の犯罪であったりということ
で、だんだん特化されてきております。そうすると、実は性犯罪だけでなく他にも
特化したプログラムというのが作られてきて、そこは書いてないのはそのとおりなの
ですが、いわば大項目から小項目にどんどん具体的にになっている過程にあると、だか
らこういう表現になってしまうということをご理解いただければと思います。何か一
つのものをやめて別のものをやるというよりも、被害者の視点を取り入れた教育をど
んどん進めていくとその一つの形が性犯罪になるという、過渡期にあることをご理解
いただければと思います。それから、少年院の方はもともとが教育中心でございます
ので、プログラムとしては少年院のほうが進んでいるのではないかと思います。成人
の刑務所については、懲役ということで、刑の中身として、労務留置させるというこ
とが中心で、要は作業をさせておけば、教育的な処遇というのは二の次というのが今
までの位置づけであったため、成人の刑務所の中でのプログラムということは、あま
り重点は置かれていなかったということにあります。しかし、そうはいつでも我が国
の矯正は改善更生させるという理想に燃えてずっとやってきておりますので、現場で
の言葉としてはありましたけれども、予算その他体制の面から見て十分であったかとい
うと、それは若干不十分であったのではと思いますが、ようやく、そういうふう
に動きだしたので、政策評価の中でも、行刑施設におけるプログラムとして出てきて
いると思います。少年院の方は、以前からございましたが、もう少し科学的に中身も充
実させていかなければならないという観点も当然であるということをご理解いただ
ければと思います。

前田委員：お答えいただいた上にさらに質問をすることになってしまいますが、性の問
題もう一つは薬物もそうだと思うのですが、プログラムを作っていかなければいけな

い。それと先ほどの法総研の研究がつながってまして、やはり、どういうプログラムであれば、性犯罪を抑えられるのかというのはこれからの面という訳ですよ。固まりかけてあるというのもおっしゃるとおりだと思うのですが。ですから現在の方向というのは私は非常に正しいと思うのですが、プログラムを実施したパーセンテージが何%かという実施率を出さなければならないのはわかるのですが、形式的に1時間ビデオ見せたからいいよ、という形よりはですね、不十分であってもとにかくこちらの方向で動き出すという方が大事だということを申し上げておきたいのです。ですから完全なプログラムができるのは先であり、それでいいのではないかと思います。とにかく何らかの形で動き出すという意味では何パーセント実施したという数字を出していくというの、そうせざるを得ないのがこういう制度の宿命だと思いますけれども、形だけ整えるという方向に走りがちなので、走り過ぎないように実質を取っていただきたい。法務省は、これまでのご質問の点も含めて、非常に大事なポイントである被害者のことも力を入れて、基本法もできてやっていくわけですから、プログラムもこれから具体的に作っていくという形で実のあるものをぜひ目指していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

島野座長：他にありませんか。立石委員どうぞ。

立石委員：教えていただきたいのですが。13ページの「保護観察対象者の就業を確保する」の達成目標3の指標に中間処遇実施予定者とありますが、どういう意味なんでしょうか。

保護局：中間処遇について説明いたします。これは、刑務所から社会復帰させるプロセスにおいて、いったん全国に101箇所設けてございます更生保護施設という施設に入れて、職業訓練、要するに社会に対応するための訓練を一定期間受けさせる、そういうことをすることによって、社会にソフトランディングさせるというような中間的な処遇でございます。中間というのは矯正施設と社会の間に位置するという意味で中間と名付けておりますが、そのような処遇を実施するという意味でございます。

島野座長：他にございませんか。田辺委員どうぞ。

田辺委員：2点ほど質問ですけれども、10ページのところのところで、職業訓練の充実強化というところで、基本的には職業訓練の機会を与えるというのは大切だと思うのですが、最終的には、やはり出所後に職についていただくというのは最大の成果になるのだらうと思いますけれども、これは例えば、どういう職業訓練をして、どのくらいの就職率になっているのかというのと、それからどういう資格を取った人は、どういう形で就職されているのかという率などは把握されているのでしょうか、というのが一点目でございます。二点目は覚せい剤のところ、13ページのところで、指標4で新しく付け加わったところでございますけれども、これは単なる質問ですけれども、今のところ覚せい剤の仮出獄者に占めている割合はどのくらいなんでしょうか。例えば11%の10%減だったら絶望的に難しいと思いますけれども。

島野座長：それでは矯正局からお願いいたします。

矯正局：まず、最初にご質問がございました資格を取得した後の追跡調査でございますけれども、いろいろ問題がございまして、現状では難しく、出所した後までは追跡調査はできておりません。ただ、当方で分かりますのは、出所しましてから、5年間の間に再入率はどれくらいかといったことは当方でわかるものですから、そういったも

のみは分かっております。したがって、資格を持って釈放されて、それにそった職に就いたかどうかというのは、具体的なデータはございません。再入率だけ申し上げますと、平成11年に処して、5年間に再入してきたものについては、全体的な再入率というのは47%程度でございますけれども、職業訓練を受けた者については31%で低いといったことが当方としてはデータとしては分かっております。

島野座長：保護局お願いいたします。

保護局：保護局から、覚せい剤事犯仮出獄者の保護観察終了事由のうち、仮出獄取り消しが占める割合についてですが、平成15年では6.5%であります。それを10%減じるということは、この6.5%の10%を下げるということで、申し訳ありません。書き方が不明確でございましたが、6.5%の10%を減じるということで、0.65ポイント下げましょうとそのような目標の数値を立てております。

矯正局：すみません。一点わかっていることだけ申し上げますと、職業訓練の種目はたくさんございまして、全体的な話は先ほど申し上げたとおりですけれども、中には再入率が低い職業訓練もございまして。例えば、函館少年刑務所というところで、船舶職員科という職業訓練を実施しているのですけれども、そこで船員の職業訓練を受けて、社会に出た者については、再犯率が低いようです。そういったいいものから、逆に特に累犯受刑者で、職業訓練を受けた者についてはやはり再入所率は高いという傾向にあると思います。

島野座長：他にございませんか。

野々上秘書課長：今、田辺先生からご指摘のあったところですが、実際の社会に帰って、どのような職業に出所者がついてくるのか、そのことについて、法務省がやっていることは効果が上がっているのか、端的に言えばそういう指摘ですけど、残念ながら、我々の手を離れてから、社会でどういう職業についているのかということについては、事柄の性質上、我々には情報がないというのが正直なところで、あるとすれば、もう一度再入所した人にヒアリングして、「効果がありましたか」と聞くしかないということでございます。ただ、そこをきっちりやらないと、職業訓練といっても、具体的に役立つかどうかを検証しないといけないのではないかとご指摘はかねてからあるところでございます。考えなければならぬポイントだと思いますけれども、非常に難しい問題でございます。

島野座長：渡辺委員どうぞ。

渡辺委員：揚げ足取りのような質問になってしまうかもしれませんが、11番の公安調査庁がらみの基本目標についてお尋ねします。このうち1のオウム真理教対策はこれについても議論はあるところかと思いますが、それはさておき、2として掲げられている目標は、まさに公安調査庁の設立目的以外の何ものでないような気がしております。目標も「情報の適切な提供」という、およそ評価の難しいものになっているのではないかなど。そういったものをわざわざ基本目標として掲げる理由を教えてくださいたいのですが。

島野座長：公安調査庁お願いします。

公安調査庁：委員がおっしゃられたように情報というのは当庁におきまして、基本的にきわめて重要な部分でございます。我々としては、公安調査庁の任務というものを基本的には2つのものとして考えております。一つは団体規制ということです。も

う一つはその団体規制というその調査の過程において入手した情報についてそれを政府等の関係省庁に提供していろいろな意味で役立つことが大きな任務だろうということです。ただし、これをどう評価するかということにつきましては、かなり難しいところがあり、我々も実際これをどう具体的に表していくのかというのは正直なところ頭を悩ましているところです。といいますのは、本当に誰もが知らないというような情報を当庁が入手したということになれば、具体的に「こんな情報を入手しました」ということは、オープンにできません。したがって、我々の調査活動がどの程度、我が国の公共の安全の確保に役立っているのかという部分は我々なりの形でしか表現ができませんけれども、例えば官邸にこれぐらいのものを持ち込んだとかそういう形のもものは、なるべくオープンにしたい。ただし、これが実績評価という形で厳しく問われますと、これはなかなか難しいところがございます。その一方で何も書かないのか、そういったものを出さなくていいのかということになれば、それは当然何らかの形で出していかなざるを得ないというようなことで、正直申しまして、どのような報告書の書きぶりをしていくかは、今後の検討課題と考えております。

島野座長：他にありませんか。六車委員どうぞ。

六車委員：11ページで、何回も矯正のところで申し訳ないのですけれども、基本的なことで、民間委託のことがあるのですけれども、民間に何らかの業務を委託すると、どうして犯罪者の更生に役に立つのか、基本的なことがよくわからないので、それと、そこのところは右側の16年度で民間委託ポストとなっていて、17年度は民間委託ポスト数となっていて、数だけになってしまうのか、どういうところに委託して、それによってどう良くなるのかというのが、私はこの点勉強していないし、一般の人もこれだけ見ていたらわからないのではないのか、それと基本目標の最初のところに職員の勤務負担の軽減を図るとありますけれども、これは、どこのポストでも勤務負担の軽減を図るということは望まれているのではないかと思うので、非常に超過、勤務の実態が非常に過超であることが一般的に知られているということであればいいのですけれども、そういうことも含めて、どういう意味があって、ここの指標によってどう目標が達成されたと言えるのか、わかる所があればお願いしたいのですが。

矯正局：ご説明いたします。まず、過剰収容と申しました場合、皆様が考えられますことは、刑務所がいっぱいで、受刑者が6人雑居に8人入っているだとか、独居に2人入っているだとか、そういった生活空間の狭隘があって、大変な状況だといったことがすぐ思い浮かぶと思うのですけれども、実際には受刑者を処遇している職員の負担というのが非常に深刻な状態になっています。具体的に申し上げますと、ここ3、4年前までは、職員一人あたりの負担率を被収容者数で申しますと4人未満でございました。現在の職員の一人あたりの負担率というのは4人を超えております。したがって、一般的に公務員は、年次休暇を11日とか12日ぐらい取っておりますけれども、刑務官、いわゆる実際に現場で勤務している職員は、風邪をひいたり、病休であったものも含めて、平均して3.何日間しか休暇を取っておりません。また一方で、今4週8休ということで土曜日は休みですけれども、4週8休が確保できていない施設がほとんどでございまして、つまり土曜日に出勤せざるを得ないという状況であることから職員の勤務負担の軽減ということで、大きな当方の狙いとしております。それからもう一つ、職員の勤務負担の軽減がどうして被収容者の処遇の質を向上させる

かということですがけれども、そういう状況でありますと、日々の勤務に追われておりまして、本来の刑務官の一番大事な仕事であります受刑者にいろいろな面接をしたり、生活指導をしたり、処遇上の働きかけをしたりといったものがどうしても疎かになってきます。したがって民間委託をしまして、民間の方でもやっていただける仕事、例えば刑務所も行政官庁でございますので、デスクワークがたくさんございます。そういったものについて民間委託をしましたら、制服組の職員が処遇の方に充当できると、それで民間委託しても可能である仕事を、どんどん導入しまして、制服組である刑務官ですとか技官を処遇の一線に充当して処遇の質を上げていきたいと思っております。

六車委員：ありがとうございました。よくわかりました。

島野座長：それでは次に移ってよろしいでしょうか。17ページの「(3)出入国の公正な管理」から最後までについて事務局から説明をお願いいたします。

津本室長：次に、「出入国の公正な管理」の分野の計画について説明いたします。17ページの「外国人の円滑な受入れ」については、「基準年次・評価総括年次」を変更するとともに、達成目標1及び達成目標2の指標をそれぞれ、「在留資格及び在留資格に係る基準の見直し、手続等の簡素・合理化など、入国・在留の円滑・適正化のための施策の内容及び実施状況」、「適正な管理を確保した上での手続等の一層の簡素・合理化など、入国・在留の円滑・適正化のための施策の内容及び実施状況、研修生等の適正な在留の把握や指導の状況」に文言を変更しております。次に18ページの「好ましくない外国人の排除」をご覧ください。この政策は、第2次出入国管理基本計画に基づき基本目標等を設定し、平成16年度事後評価において総括的に評価するものでありますが、平成17年度からの計画は「基準年次・評価総括年次」を第3次基本計画に沿った年次に設定するとともに、その旨を説明した注意書きを変更しております。次に、「(4)国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」の分野の計画について説明いたします。19ページの「国の利害に関係のある争訟の追行」をご覧ください。この政策については、前回の政策評価懇談会でのご意見を踏まえ、政策名の「争訟の処理」という文言を「争訟の追行」に変更しております。また、基本目標を「国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する」に、達成目標を「国の利害に関係のある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる」に変更しております。その下の「3総合評価方式を使用する政策」をご覧ください。総合評価方式につきましては、基本計画で対象とする政策を定めております。新たな基本計画で対象としている「法制度の整備」、「オウム真理教対策」、「裁判員制度に関する広報・啓発の推進」のうち、平成17年度の計画では「オウム真理教対策」を総合評価の対象として事後評価を実施することとしております。続いて、「(1)すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」の分野の計画についてご説明します。まず、20ページの「広報活動の推進」をご覧ください。この政策については、「基準年次・評価総括年次」を変更するとともに、基本目標を「法務省に関心を持つ国民が増加する」に変更し、達成目標を「法務省ホームページのアクセス件数が増加する」、「法務省見学者が増加する」、「法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の一般読者数が増加する」の3つに整理しております。また、達成目標1の指標を「ホームページへのアクセス件数」とし、「参考指標」を「より魅力ある内容とするためのホームページの改訂件数」としてしております。

達成目標2「法務省見学者が増加する」については、「見学者数」及び「事前予約制見学プログラムの申込者数」を指標1, 2とした上で、目標値等を「対前年度増」としております。達成目標3「法務省広報誌(「法務省だより・あかれんが」)の一般読者数が増加する」の指標については「国民等への配布部数」として、文言の変更を行っております。次に21ページの「行政手続のオンライン化の推進」をご覧ください。この政策については、手続数の変更から「基本目標」と、「目標値等」に係る数値の変更をしております。その下の「女性職員の採用・登用拡大の推進」につきましては評価総括年次を平成17年度としており、平成16年度の計画と変更点はなく、引き続き評価の対象としております。次の22ページの「外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力」については、「基準年次・評価総括年次」のみを変更し、引き続き評価の対象としております。次に23ページの「国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進」をご覧ください。この政策については、「基準年次・評価総括年次」を変更するとともに、基本目標「開発途上国における刑事司法運営が効率的になされるようになる」の「効率的に」の部分「円滑に」に文言を修正して、達成目標2の指標である「国際会議の開催回数」と「国際会議の参加人員」の目標値等をそれぞれ「2回」、「80人」に、達成目標3の指標である「国際会議への参加回数」と「国際会議への参加人員」の目標値等をそれぞれ「5回」、「13人」に変更しております。最後に24ページの「法制の維持及び整備に関する国際協力の推進」をご覧ください。この政策については、「基準年次・評価総括年次」を変更するとともに、達成目標1の指標の「研修の実施件数」と「研修への参加人員」の目標値等をそれぞれ「10回」、「110人」に変更しております。以上でございます。

島野座長：それでは、この部分について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

田辺委員：21ページのところで行政手続のオンライン化の推進についてですけれども、おそらく政府全体のEガバメントの中で位置付けられているものだと思います。ただ他省庁の話を見ると、例えば34手続をオンライン化したけれども、実際にオンラインで使っているのは2つぐらいの手続で、あとはみんなゼロというところが多くて、おそらくオンラインの手続というのはシステムを作ればいだけで、予算がつけばできてしまうところがありまして、その後のオンラインで実際に処理していただくと、どこの処理が使われるのかという方が必要のような気がするのですけれども。むしろそっちの目標の方が、適切な気がするのですけれども。その点について伺いできればと、あと利用の方ですけれども、今どれくらいになっておりますか。

秘書課：秘書課の情報管理室でございます。現行においては、当面、手続等を電子申請対応するという事に集中しております。これは政府の方針でございますし、将来的に、近年中に365日24時間オンライン化しなくてはならないというのがありまして、今のようなご質問に対してまだ実証的につかんでないというのが現実でございますし、誠に申し訳ないと思っております。将来的には当然していかなければいけないし、国民の利便性を考えるということであれば、行政等はさらに積極的に国民の利便性に対して努力をするということもそうですし、さらに便利になるように努力しなくてはならないというようなことで、さらに努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

田辺委員：今のところでだいたい実績でいうとどれくらいでしょうか。260弱既にオンライン化している中で、オンライン化という性質上、利用数を把握していないということはあり得ないかと思いますが、ゼロなのでしょう。ほとんど紙で出しているのでしょうか。

秘書課：債権譲渡、それから商業法人、いわゆる登記関係につきましては非常に利用されてきております。来月7日からは、供託手続も電子申請対応になります。それから不動産登記の関係につきましては、3月22日からオンライン化する予定でございます。これらについてはかなり相当な利用が見込まれるであろうと想定しております。それから、先ほども申しましたけれども、24時間365日ということで、申請がいつでもできるということになりますので、そういう趣旨ではかなり大幅な利用が見込まれると考えております。非常に手続がたくさんありますので、それらは新設、改廃とかいろいろな問題もありまして、利用されるものと利用されないものの件数的にはかなりのアンバランスが出てくると思いますけれども、国民の利便性という趣旨からはそういう手続を電子化していくことが必要と考えております。

森本課付：省外の会議に行っていたものですから遅れて参りました。申し訳ございません。秘書課付の森本でございます。今の先生のご関心の部分を含めた点でございます。これまで多くの行政手続のオンライン化を進めてきたのですが、公益法人等もともと申請数がほぼ見込まれないものでもオンライン化するという政府の方針がありまして、平成15年くらいまでにそれを整備するというのがありましたので、まず整備してきたという状況でございます。今説明があったように、政府全体でというか、日本全体で申請件数が一番多いのは登記なのですが、件数は約4億件を前後する状況であり、法務省が抱えているものが多いのですけれども、これがまさに動き出すのがこの3月からでございます。ですから、先生ご関心の点につきましては、まず、この目標で動かしてみても、どこが使われたのか使われなかったのか、ということは、来年以降どうするのかということを考えていきますので、まずは、これまで、申請件数自体が少なかったところから整備されたということもございましたので、まさにこれから先生がおっしゃったところが本格的になるのかなと思います。その点を踏まえまして来年度以降検討するのかと思っております。

島野座長：他にございませんか。それでは、ありがとうございました。最後に、議題(1)から(3)まで、その他本年度実施した政策評価全般に関しまして何かご意見はございませんでしょうか。六車委員どうぞ。

六車委員：4ページなのですが、平成17年度の左側の、同じような言葉にこだわって申し訳ないのですけれども、の人権侵犯事件の適正な調査・処理とあるのですけれども、処理という言葉がどうも気になって、最近例えば紛争なんかですと紛争の処理と言わず、紛争の解決という言葉を使っていると思うのですけれども、特に人権の時に使う言葉としていいのかなと。それともう一点は基本目標に人権侵害による被害が救済され、予防されるというふうにあるのですけれども、指標は人権侵犯事件の取扱件数ということになってまして、件数が増えていくということが、それだけ扱う件数が増えて、被害が救済されるかもしれないけれども、それが即予防につながるのかと、処理ということと予防ということについてちょっと拝見していて疑問を持ちましたので、お聞かせいただければと思います。

島野座長：人権擁護局よろしいでしょうか。

人権擁護局：人権擁護局でございます。まず、「処理」の点ですが、この点は確かにそういう面もあるかと思っておりますので、ご指摘の点を踏まえまして別の言葉で置き換えることができるかどうか検討させていただきたいと思っております。もう一つの予防の点なのですが、これは、まず、法務省の人権擁護機関で、世の中にある人権侵犯事件のすべてを扱うことはもともと不可能ということが前提になります。個々の人権侵害の事件、そういったものを救済していくということを通じて、事件の関係者、周りの方々に対して人権の大事さ、人権を尊重すべきといったような、人権を守る姿勢を普及させる、個別に理解していただくことによって予防していく面もあると考えています。さらには、大きな事件等では、人権侵犯事件の解決結果が、マスコミ、新聞等でも取りあげられるということもありまして、そういう新聞マスコミ等の報道、法務省からも積極的に広報しますが、そういう報道の結果を見て、人権尊重についての認識を深めることにもなる。それによって予防されることにもなるのではないかと考えております。

野々上秘書課長：今の六車先生のご指摘ですけれども、インターネットの人権侵害についても、法務省でいくつかを扱っております。実情として、世の中の人権侵害の事件を法務省がすべて取り扱っているかということ、一部であるということで、それを前提といたしますと、まず、相談件数を増やすことが、とにかくそれをアピールしてもっとご利用いただくようにするということが、現時点の目標でございます。およそ全部扱っているという前提で考えますと、処理と予防ということをもう少し整理しないと問題が生じるかもしれませんが、まずは、できるだけ多く扱うということですのでご理解いただければと思います。

島野委員：他にありませんか。山根委員どうぞ。

山根委員：15ページの更生保護施設の保護率の増加を図るという目標がございますけれども、ちょっとここがわかりずらくて、どういう目的でどういうふうに行うのか簡単に説明していただければと思います。

島野座長：保護局お願いします。

保護局：保護局です。お答えいたします。全国に配置されている更生保護施設のそれぞれの定員を分母として、実際に収容されている人間を分子といたしまして、その率を上げていくということで、実際に更生保護施設に適切に収容できるように増やしていくという目標でございます。

島野座長：それでは、特にご意見がなければ議題を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。本日伺いました委員の皆さまのご意見を参考にして、実施計画等の改定・策定作業を行っていただきたいと思います。予定の時刻となりましたので、本日はこのあたりまでとさせていただきます。事務局の方から事務連絡をお願いいたします。

野々上秘書課長：本日も、非常に貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。本日のご議論につきましては、議事録を法務省のホームページで公表することといたしますが、これまでと同様、事務局で議事録案を作成しまして、後日、皆さまに送付させていただきますので、ご確認をよろしくお願いいたします。最終的な確認につきましては座長に一任とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。次回は、

来年度7月頃に開催いたしますが、詳しい日程などについては、追ってご案内申し上げます。これを機会に、法務行政について、一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

島野座長：皆様、議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【以 上】